

# 資料編

## 資料1 「市民活動に関する市民意識調査」

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

姫路市では「市民一人ひとりが主役の市政」を基本とした全員参加のまちづくりを進めています。今後の市民参加のあり方を検討する上での基礎データを得ることを目的として調査を実施しました。

#### (2) 調査対象者

姫路市に在住する20歳以上の市民について、住民基本台帳と外国人登録原票から、男女別・各年齢階層別・各地区別の人口比率配分で抽出（層化無作為抽出法）した5,000人を調査対象者としました。

#### (3) 調査方法

調査票の配布・回収ともに郵送法としました。また、回答期間内にお願い葉書を郵送し、回収率の向上を図りました。

#### (4) 調査の期間

平成16年12月14日（火）～28日（火）

#### (5) 回収状況等

表 回答者と市民全体の比較（性別×年齢）

単位：人、%

		全体	20歳代 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代 以上	不明
回答者	合計	2,500	-	256	375	362	508	507	310	110	72
		100.0	-	10.2	15.0	14.5	20.3	20.3	12.4	4.4	2.9
	男	1,005	-	109	150	144	196	229	137	36	4
		100.0	-	10.8	14.9	14.3	19.5	22.8	13.6	3.6	0.4
女	1,323	-	146	221	212	292	260	128	61	3	
	100.0	-	11.0	16.7	16.0	22.1	19.7	9.7	4.6	0.2	
不明	172	-	1	4	6	20	18	45	13	65	
	100.0	-	0.6	2.3	3.5	11.6	10.5	26.2	7.6	37.8	
市民全体 H16.9	合計	477,680	101,816	60,845	73,093	56,405	68,243	59,302	39,030	18,946	-
		100.0	21.3	12.7	15.3	11.8	14.3	12.4	8.2	4.0	-
	男	231,295	52,091	30,447	36,293	28,143	33,455	28,306	16,947	5,613	-
		100	22.5	13.2	15.7	12.2	14.5	12.2	7.3	2.4	-
女	246,385	49,725	30,398	36,800	28,262	34,788	30,996	22,083	13,333	-	
	100	20.2	12.3	14.9	11.5	14.1	12.6	9.0	5.4	-	

## 2 調査結果

地域団体、ボランティア団体・NPOについての回答（比較）関係部分を抜粋しています。

項目	地域団体	ボランティア団体・NPO
①参加状況 性別 年齢別 職業 活動範囲	○約 58%が参加 ○男性も積極的に参加 ○20、30 歳代は活動に消極的 ○「自営業」、「パート」、「家事専業」の参加者が多い ○身近な地域の活動が予想される	●約 24%が参加、約 55%が参加希望 ●女性の方が若干参加経験が高い ●20 歳代でも参加経験がある ●「自営業」、「家事専業」に加えて「学生」も参加経験がある ●約 35%は市内を含む広範囲
②参加分野	○1位「祭りなどのイベント」 2位「環境美化・環境学習」 ○若い層は「スポーツ・レクリエーション」、中高年層は「防犯・防災・交通安全」	●1位「環境美化・環境学習」 2位「福祉活動」 ●女性は「福祉活動」の分野が高い
③参加しない理由	○「参加する時間がない」が最も多い ○50、60 歳代では「特定の人を中心に参加しづらい」も	●「参加する時間がない」が最も多い ●高齢層、若い層などからは「参加機会に恵まれない」も
④参加希望 参加希望分野	—	●約 55%が参加を希望 ●「福祉活動」、「環境美化・環境学習」への参加を希望。女性は「福祉活動」を、若い層は「スポーツ・レクリエーション」に参加したい
⑤活動の必要性	○約 78%が活動は必要 ○男性に「大いに必要」が多い ○20、30 歳代は活動に消極的	—
⑥今後のあるべき姿	○約 40%は活動充実を求めている ○男性及び 50～70 歳代が活動充実を求めている	—
⑦今後期待する分野	○1位「防犯・防災・交通安全」 2位「環境美化・環境学習」 3位「福祉活動」 ○女性は「福祉活動」を重視 ○「防犯・防災・交通安全」は世代を超えた分野	●1位「福祉活動」 2位「防犯・防災・交通安全」 3位「環境美化・環境学習」 ●女性は「福祉活動」に期待 ●「福祉活動」「防犯・防災・交通安全」は世代を超えた分野
⑧地域団体とボランティア・NPOの役割分担	・「地域団体、ボランティア・NPOがお互いに協力する」が約 64% ・若い層ほど「お互いに協力する」が多い	
⑨市民活動推進のために重要なこと	・「まちづくり情報の公開・提供」が最も多く、「市民活動の拠点整備」、「市民参加の促進」、「相談窓口の設置」、「活動費の助成」が続いている。	
⑩地域問題解決のために行政と市民のあり方	・「行政だけではなく市民・地域が提案協力」が約 58%と最も多い。 ・「行政ができないことは市民も協力」、「家庭や地域が助け合い、できない時は行政」がそれぞれ 15%前後で続いている。	

## 資料2 協働の形態

協働事業を行う場合、どのような協働形態が最も効果的であるかという検討が必要となります、主な協働の形態と内容及び留意点は次のとおりです。

形態	内容及び留意点
委託	行政自らが実施するよりも他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に実施するもの。市民活動団体への委託は、行政にはない発想や専門性を期待することにあるので、単なる下請けではなく、対等なパートナーとして位置づける必要があります。
補助	本来民間が実施している事業について、一定の公益性が認められる場合に申請に基づき行政がその経費の一部を助成するもの。補助の決定に公平・公正を伴わないと特定の団体への資金援助にもなりかねず、選定には慎重な姿勢が求められます。
企画立案への参画	行政が事業を企画立案する段階で、市民活動団体からの意見や提案を受け、行政の事業に市民活動団体の特性や能力を活かすもの。各種審議会や委員会、懇談会等継続的に市民活動団体のメンバーの参加を求めたり、市民活動団体から政策や事業提案を求めたりすること等が考えられます。
共催、実行委員会	それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う形態。事業の企画段階から情報を積極的に交換しあい、全ての主体が対等な立場で事業執行にあたり、事業目標の共有化に努める必要があります。
事業協力	共催や実行委員会以外の形態で、協定書等を締結することにより、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態。双方の特性や得意分野を活かすことで、協働にふさわしい事業が期待できます。
公共施設等の提供	会議室の貸し出し、事務所の提供など市民活動団体が活動する場所の提供のこと。既存の公共施設等を提供することで、市民活動団体の活動を活性化できる可能性があります。
公の施設の管理運営	地方自治法の改正に伴って制度化された「指定管理者制度」によって公の施設の管理運営を全面的に行政の代行として市民活動団体や企業が行うこと。民間のノウハウの活用によりサービスの向上、経費の節減の効果が期待されます。
後援	市民活動団体が行う事業で、行政にとってもその実施目的が合致する場合、行政が市民活動団体の事業に対してバックアップ（後ろ盾）を行うもの。
情報交換、意見交換、人材交流	行政と市民活動団体とが持っている情報やノウハウを提供しあうこと。意見交換の場の設定、フォーラムやワークショップの開催、人材交流等が考えられます。

### 資料3 用語説明等

#### 1 NPO法

正式には「特定非営利活動促進法」といい、平成10年3月19日に成立、同年12月1日に施行されました。内容は、「一定の要件を満たす市民活動を行う民間の非営利団体に、簡易かつ迅速に法人格を付与して、その活動を支援する」というものです。この法律は民法34条（公益法人）の特別法として位置づけられ、法人の設立の方法は、「認証」という方法を採用しています。認証とは、法律に定められた要件を満たしていれば県は法人の設立を認めなければならない、許可主義と準則主義の中間的な制度です。

#### 2 NPO

NPO（Non Profit Organization）は直訳すると「非営利組織」、一般的には「営利を目的としない民間組織」の総称です。広義では、社団法人や財団法人等の公益法人、協同組合・生活協同組合等の共益法人、さらに自治会等の地縁系団体や同窓会等も含まれ、狭義では、NPO法人や任意のボランティア団体等を指します。

#### 3 非営利

活動団体に集めた会費や寄付金、活動に対する対価等の利益を、営利を目的とする企業等のように団体の構成員に分配しないことを意味します。活動資金の足しにするため、社会貢献活動以外の収益事業を行っても、そこから得た利益を社会貢献活動を行うための財源に充てるならば、営利を目的としない団体、いわゆる非営利団体といえます。

#### 4 地縁系団体

「地縁系団体」は、自治会や婦人会等の団体を指し、その役割の差こそあれ地域社会の基盤をなしています。その活動内容は、ごみ分別収集、自主防災活動、人権啓発など行政の補完的な役割から、住みよい地域を形成していくための自主的な活動に至るまで、主に地域における公益実現を目的とした幅広い活動の主体となっています。

#### 5 ボランティアとNPO

一般にボランティアは「個人が自発的に行う善意の活動」といえ、その個人が集まり、活動も定例化し、名簿を作り、会則があり、代表者も決定し、事務局機能も整備され、活動内容が営利を目的としない社会貢献活動ならば、それはNPOであるといえます。個人の自発性を重視するボランティア活動であっても、組織的かつスムーズに進めていくことが活動の継続のためには重要であり、NPO法人は、ボランティア団体が法人格を取得しようとする際の有力な選択肢の一つといえます。

## 6 地域夢プラン事業

中学校区（35校区）を単位に、地域住民が中心となって、歴史・文化・自然等の地域資源を改めて見直し、それら地域資源を活かした地域の魅力を改めて見直し、それら地域資源を活かした地域の魅力を高めるためのプラン（地域夢プラン）を策定し、そのプランに基づくソフト事業を実施するものです。市民参加による活力ある住みよいまちづくりを進めることを目的に、平成16年度から実施しています。

## 7 中間支援組織

中間支援組織は、英語ではインターメディアリーと言い「仲介人」「媒介」といった意味を持ちます。資金、人材、情報などの資源提供者と市民活動団体を仲介し、団体育成に関わる一方、行政、企業、個人などの資源提供者向けにサービスする場合があります。内閣府では、中間支援組織を「多元社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会と市民活動団体の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と市民活動団体の仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義しています。

## 8 協働と支援

協働とは、ある共通の目的を達成するために、行政と市民活動団体が、政策目的を共有して企画立案から遂行まで協力して事業に取り組むことです。一方、支援は市民活動団体が活動しやすくするための様々な施策を指しますが、行政が実施する支援事業の中には、行政と課題や目的を同じにするものがあり、それについては、協働事業といえるでしょう。（協働の形態参照）

## 9 ひょうごボランティアプラザ

成熟した市民社会に向け、ボランティア活動の全県的支援拠点として、兵庫県が設置したもので、平成14年6月にオープン。兵庫県社会福祉協議会が運営受託し、NPOをはじめとする市民活動団体やボランティア団体等の各種支援事業を実施しています。

## 10 提案型協働事業

市民活動団体の特性を活かした市民サービスを行うため、社会的、地域的な課題解決に取り組む市民活動団体から提案された協働事業について、公益性や実効性等について公開審査を行い、採用された事業について補助金を交付する制度です。

## 資料4 姫路市市民活動推進懇話会の概要

### ■ 名簿

	氏名	役職
会長	中元孝迪	姫路獨協大学副学長
副会長(専門部会長)	新川達郎	同志社大学総合政策科学研究科長
委員(専門部会員)	糟谷佐紀	神戸学院大学総合リハビリテーション学部講師
委員(専門部会員)	藤本真里	兵庫県立大学自然・環境科学研究所助手
委員	岩成孝	姫路市連合自治会長
委員	前嶋節子	姫路市連合婦人会長
委員	山崎陽介	姫路市議会厚生委員会委員長
委員(専門部会員)	岡田兼明	姫路商工会議所常議員
委員	前川裕司	姫路市NPO法人連絡協議会長
委員	玉田恵美	公募
委員	福井正人	公募

### ■ 検討経緯

#### 【懇話会】

- 第1回 平成18年7月5日(水) 15:00～ 姫路市役所 第3会議室  
姫路市の市民活動の概要について、提案型協働事業について
- 第2回 平成18年8月31日(木) 13:30～ 姫路市役所 第5会議室  
市民活動推進指針の方向性について
- 第3回 平成18年11月15日(水) 15:30～ イーグレひめじ 第1会議室  
市民活動推進指針の掲載項目について
- 第4回 平成18年12月16日(土) 14:00～ イーグレひめじ 第1会議室  
市民活動・協働推進指針の掲載内容について
- 第5回 平成19年3月10日(土) 14:00～ 市民会館 第1会議室  
市民活動・協働推進指針について(最終案)

#### 【専門部会】

- 第1回 平成18年8月5日(土) 10:00～ イーグレひめじ 第3会議室  
市民活動の課題等について、提案型協働事業について
- 第2回 平成18年8月31日(木) 15:30～ 姫路市役所 第5会議室  
市民活動推進指針の方向性について
- 第3回 平成18年10月29日(日) 13:30～ じばさんびる 501会議室  
提案型協働事業「企画提案会」(第2次審査)